

益田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成21年3月16日制定

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、法第5条1項に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、益田市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施の検証に関する協議
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認めるもの。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 益田市長又はその指名する者
 - (2) 公共交通事業者
 - (3) 道路管理者
 - (4) 公安委員会
 - (5) 住民又は利用者の代表
 - (6) 学識経験者
 - (7) 島根運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 島根県知事又はその指名する者
 - (9) その他益田市が必要と認める者
- 2 前各号に掲げる委員(学識経験者を除く)については、協議会に代理人を出席させることができる。
- 3 第1項に掲げる委員の他に、協議会が必要と認める者を、オブザーバーとして召集することができるものとする。

(協議会委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、令和2年度は令和3年4月30日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長の指名により選任し、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

- 5 協議会の議決を要する事項については、出席委員の2/3以上をもって決する。
- 6 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることが出来るものとする。
- 7 協議会の事務局は、益田市政策企画局交通対策課に置く。事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び旅費)

第8条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額6,400円の報酬及び、実費相当額の費用弁償を支給し、学識経験者については会長が別に定める。但し、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市の常勤職員
- (2) 前号に掲げるもののほか、申し出のあった委員

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- この要綱は、平成21年3月16日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年7月13日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年6月30日から施行する。